

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・府民税を給与と差引して徴収している又は特別徴収があった月の翌月10日までです。）従業員等が、異動（退職・転勤等）
従業員等のご提出いただく用紙は、提出不要です。
2 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、和泉市市民税担当へお問い合わせください。

受付印

令和 年度 市民税 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
府民税 特別徴収 森林環境税

和泉市長 あて 令和 年 月 日 提出	所在地	〒 -	名称	法人番号又は個人番号								整理番号					
												特別徴収義務者指定番号					
												担当者	担当課・係	氏名		電話番号	
												異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。					
フリガナ	氏名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法									
生年月日	昭和・平成 年 月 日	令和 年度	例)11月10日納期限分の場合→10月分		令和 年 月 日	1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付)									
個人番号		円	円	円		番号を記入		番号を記入									
住所	1月1日現在					8. その他の理由を右欄へ記入											
	異動後																

1. 特別徴収継続の場合(新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) ※新しい勤務先へ、特別徴収開始月と月割額を連絡してください

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -	特別徴収義務者指定番号		左記の新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分より徴収し、 納入するよう連絡済みです。 ※翌月10日納期限
	フリガナ		担当者氏名		
	名称		電話番号		
			法人番号		

2. 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入	左記の 一括徴収した税額は、 円	月分(翌月10日納期限)で 納入します。
-------	--	----------------------	------------------	----------------------

3. 普通徴収の場合(本人が自分で納付する場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。
-------	--

- この届の提出により納入税額が変わった場合でも、税額変更後の納入書は送付しておりません。お手元の納入書の税額を二重線+訂正印で訂正してお使いください。
- 転居等により、年度によって住民税の課税自治体が異なる者については、それぞれの自治体へ異動届を提出してください。

入力

点検

特別徴収指定番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)を()ご確認ください。